

平成 29 年 4 月 26 日

関係各位

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会長 鶴 光代
医療心理師国家資格制度推進協議会
会長 林 道彦
一般社団法人日本心理学諸学会連合
理事長 子安 増生

公認心理師制度に向けての要望
～公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」につきまして～
＜要望の補足＞

「準ずるもの」に専修学校の卒業者を含めないことを強く要望します。

4 月 13 日開催の第 3 回公認心理師カリキュラム等検討会で提示されました資料 3 公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」（たたき台）で、「専修学校において必要な科目を修めた者」が提示されております。三団体では専修学校での養成は全く想定していませんでしたので、大変驚いております。公認心理師法にある 4 つの業務を担う者には、幅広い人格教育が必要であり、少なくとも学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、「教養教育科目」および「公認心理師養成の正規の科目」を修めて卒業した者（学士）であることが必須であると考えます。

ちなみに「準ずる者」としては、外国の大学院において、サイコロジスト等の養成コースを修了した者が想定されます。

さまざまな領域で働く公認心理師の業務に必要とされる能力は、知識や技術の科目履修及び実習で賄われるものに加えて、大学で学ぶ社会に向けた広い視野と総合力が求められます。大学院における養成を主たるルートとしている公認心理師の受験資格として専修学校を可とすることは、広範囲な社会のニーズにそぐわないと考えます。

4 月 17 日付けで提出させていただきました以上の要望及びその趣旨に以下を加えまして改めて提出申しあげます。どうぞよろしくご高配のほどお願い申しあげます。

要望理由

- ① 学校教育法施行規則第 155 条において、4 年制の専修学校専門課程を修了した者が修士課程、博士課程（前期）への入学資格を満たすとしても、このことが即ち公認心理師の受験資格につながるものと同一視することはできないのではないかと。
- ② 学校教育法第 83 条には、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とあり、他方、同法第 124 条には「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（略）は、専修学校とする。」とあり、「大学」と「専修学校」では人材育成の目的が異なります。
- ③ 専修学校で養成される多くの資格者とは異なり、公認心理師は医療保健・福祉に特化した業務領域の資格ではなく、1 条及び 2 条において「国民の心の健康の保持増進に寄与すること、心理学に関する専門的知識および技術をもって・・・」教育領域他においても業務を行い、また第 2 条 4 にあるように「心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。」とされています。
- ④ 公認心理師は実践的心理検査や心理援助法の技術に加えて、学校では教員等とチームを成して諸課題に対応することが求められます。こうした専門性には学校教員同様に人への教育に携わることから、大学での養成が行われるべきと考えます。また、公認心理師が広い領域でさまざまなところの問題・課題に対応するには、広い知識と研究能力、応用的能力の展開が求められます。こうした能力の養成は大学の教育目的にも記述されているところです。